

議第 141 号

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

呉市スポーツ施設条例（平成 17 年呉市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るため、スポーツ施設を次のように設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>呉市豊スポーツセンター</td> <td>呉市豊町沖友字下原 1131 番地</td> </tr> <tr> <td>呉市総合スポーツセンター</td> <td>呉市郷原町字ワラヒノ山内地内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>5 呉市総合スポーツセンターは、次の施設で構成する。</p> <p>(1) <u>陸上競技場</u></p> <p>(2) <u>多目的グラウンド</u></p> <p>(3) <u>テニスコート</u></p> <p>(4) <u>野球場</u></p> <p>(5) <u>弓道場</u></p> <p>(6) <u>会議室</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 使用料の額は、別表第 1 から別表第 39 までに定める額とする。</p>	名称	位置	略		呉市豊スポーツセンター	呉市豊町沖友字下原 1131 番地	呉市総合スポーツセンター	呉市郷原町字ワラヒノ山内地内	<p>(目的及び設置)</p> <p>第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るため、スポーツ施設を次のように設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>呉市豊スポーツセンター</td> <td>呉市豊町沖友字下原 1131 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 使用料の額は、別表第 1 から別表第 38 までに定める額とする。</p>	名称	位置	略		呉市豊スポーツセンター	呉市豊町沖友字下原 1131 番地
名称	位置														
略															
呉市豊スポーツセンター	呉市豊町沖友字下原 1131 番地														
呉市総合スポーツセンター	呉市郷原町字ワラヒノ山内地内														
名称	位置														
略															
呉市豊スポーツセンター	呉市豊町沖友字下原 1131 番地														

(体育館)の表及び2施設使用料(ニュースポーツ館)の表並びに別表第39の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表において同じ。)

9 使用時間以外の時間で使用する場合において準備又は後始末のために使用する時の使用料は、前項の規定にかかわらず、当該基本使用料の額と同額とする(別表15の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表、別表16、別表第17の1施設使用料の表、別表第18の1施設使用料の表、別表第19の1施設使用料(メインアリーナ)の表から4附属施設使用料(ミーティングルーム等)の表まで、別表第21の1施設使用料の表、別表第23、別表第25の2施設使用料(体育館)の表及び3施設使用料(談話室)の表、別表第26の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表、別表第27の1施設使用料(プール)の表、別表第32の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第33の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第34の1施設使用料の表、別表第35、別表第36の1施設使用料(大浦崎体育館)の表、別表第37の1施設使用料(体育館)の表及び3附属施設使用料の表、別表第38の1施設使用料(体育館)の表及び2施設使用料(ニュースポーツ館)の表並びに別表第39の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表において同じ。)

2 附属施設使用料

略

備考 入場料の類を徴収して使用する場合は当該基本使用料の5割増とし、即売会の類の催物、商品の広告・宣伝その他

料(体育館)の表及び2施設使用料(ニュースポーツ館)の表において同じ。)

9 使用時間以外の時間で使用する場合において準備又は後始末のために使用する時の使用料は、前項の規定にかかわらず、当該基本使用料の額と同額とする(別表15の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表、別表16、別表第17の1施設使用料の表、別表第18の1施設使用料の表、別表第19の1施設使用料(メインアリーナ)の表から4附属施設使用料(ミーティングルーム等)の表まで、別表第21の1施設使用料の表、別表第23、別表第25の2施設使用料(体育館)の表及び3施設使用料(談話室)の表、別表第26の1施設使用料(専用使用)の表及び3附属施設使用料の表、別表第27の1施設使用料(プール)の表、別表第32の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第33の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表、別表第34の1施設使用料の表、別表第35、別表第36の1施設使用料(大浦崎体育館)の表、別表第37の1施設使用料(体育館)の表及び3附属施設使用料の表並びに別表第38の1施設使用料(体育館)の表及び2施設使用料(ニュースポーツ館)の表において同じ。)

2 附属施設使用料

略

備考 入場料の類を徴収して使用する場合は当該基本使用料の5割増とし、即売会の類の催物、商品の広告・宣伝その他

の商業活動のために使用する場合の使用料は当該基本使用料の3倍に相当する額とする（別表第15の3附属施設使用料の表、別表第19の4附属施設使用料（ミーティングルーム等）の表、別表第25の3施設使用料（談話室）の表、別表第26の3附属施設使用料の表、別表第32の2附属施設使用料の表、別表第33の2附属施設使用料の表、別表第37の3附属施設使用料の表及び別表第39の3附属施設使用料の表において同じ。）。

3 器具使用料

略

備考

- 1 略
- 2 臨時に設置する照明器具等については、使用電力量に応じて実費程度を徴収する（次表2器具使用料の表、別表第15の4器具使用料の表、別表第26の4器具使用料（照明）の表、別表第27の3器具使用料の表、別表第36の8器具使用料の表、別表第37の4器具使用料の表及び別表第39の4器具使用料の表において同じ。）。

3 略

別表第15（第10条、第11条関係）

呉市体育館使用料

- 1 施設使用料（専用使用）

略

備考

- 1 略
- 2 即売会の類の催物、商品の広告・宣伝その他の商業活動のため

の商業活動のために使用する場合の使用料は当該基本使用料の3倍に相当する額とする（別表第15の3附属施設使用料の表、別表第19の4附属施設使用料（ミーティングルーム等）の表、別表第25の3施設使用料（談話室）の表、別表第26の3附属施設使用料の表、別表第32の2附属施設使用料の表、別表第33の2附属施設使用料の表、別表第37の3附属施設使用料の表において同じ。）。

3 器具使用料

略

備考

- 1 略
- 2 臨時に設置する照明器具等については、使用電力量に応じて実費程度を徴収する（次表2器具使用料の表、別表第15の4器具使用料の表、別表第26の4器具使用料（照明）の表、別表第27の3器具使用料の表、別表第36の8器具使用料の表、及び別表第37の4器具使用料の表において同じ。）。

3 略

別表第15（第10条、第11条関係）

呉市体育館使用料

- 1 施設使用料（専用使用）

略

備考

- 1 略
- 2 即売会の類の催物、商品の広告・宣伝その他の商業活動のため

<p>めに使用する場合の使用料は、入場料の類を徴収する場合のアマチュアスポーツ以外に使用する場合の区分による額とする（次表、別表第17の1施設使用料の表、別表第18の1施設使用料の表、別表第19の1施設使用料（メインアリーナ）の表から3施設使用料（武道場）の表まで、別表第21の1施設使用料の表、別表第23、別表第25の2施設使用料（体育館）の表、別表第26の1施設使用料（専用使用）の表、別表第35、別表第36の1施設使用料（大浦崎体育館）の表、別表第37の1施設使用料（体育館）の表、<u>別表第38の1施設使用料（体育館）の表及び別表第39の1施設使用料（専用使用）の表</u>において同じ。）。</p>	<p>2～4 略</p> <p>別表第19（第10条，第11条関係）</p> <p>呉市総合体育館使用料</p>
<p>1 施設使用料（メインアリーナ）</p>	<p><u>略</u></p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 入場料の類を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用するとき以外の使用において準備又は後始末のためにのみ使用する日の当該使用料の額は、当該基本使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする（この表2施設使用料（サブアリーナ）の表及び3施設使用料（武道場）の表並びに別表第39の1施設使用料（専用使用）の表において同じ。）。</p> <p>2～6 略</p> <p>別表第39（第10条，第11条関係）</p>

<p>めに使用する場合の使用料は、入場料の類を徴収する場合のアマチュアスポーツ以外に使用する場合の区分による額とする（次表、別表第17の1施設使用料の表、別表第18の1施設使用料の表、別表第19の1施設使用料（メインアリーナ）の表から3施設使用料（武道場）の表まで、別表第21の1施設使用料の表、別表第23、別表第25の2施設使用料（体育館）の表、別表第26の1施設使用料（専用使用）の表、別表第35、別表第36の1施設使用料（大浦崎体育館）の表、別表第37の1施設使用料（体育館）の表及び別表第38の1施設使用料（体育館）の表において同じ。）。</p>	<p>2～4 略</p> <p>別表第19（第10条，第11条関係）</p> <p>呉市総合体育館使用料</p>
<p>1 施設使用料（メインアリーナ）</p>	<p><u>略</u></p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 入場料の類を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用するとき以外の使用において準備又は後始末のためにのみ使用する日の当該使用料の額は、当該基本使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする（この表2施設使用料（サブアリーナ）の表及び3施設使用料（武道場）の表において同じ。）。</p> <p>2～6 略</p>

呉市総合スポーツセンター使用料

1 施設使用料 (専用使用)

施設名	区分	1 時間までごとに	
		アマチュアスポーツに使用する場合 一般	アマチュアスポーツ以外に使用する場合 高校生以下
陸上競技場	1 入場料の類を徴収しない場合	2, 400円	1, 200円
	2 入場料の類を徴収する場合	7, 200円	3, 600円
多目的グラウンド	1 入場料の類を徴収しない場合	1, 680円	840円
	2 入場料の類を徴収する場合	5, 040円	2, 520円
テニスコート (1面)	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円
	2 入場料の類を徴収する場合	1, 500円	750円
野球場	1 入場料の類を徴収しない場合	1, 440円	720円
	2 入場料の類を徴収する場合	4, 320円	2, 160円
弓道場	1 入場料の類を徴収しない場合	700円	350円
	2 入場料の類を徴収する場合	2, 100円	1, 050円

備考

- 1 多目的グラウンドをアマチュアスポーツに使用する場合は、2分の1又は4分の1に区分して使用することができるものとし、この場合の使用料の額は、当該基本使用料の額にそれぞれ2分の1又は4分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 2 陸上競技の大会で陸上競技場を使用する場合はこの表5施設・器具一括使用料（陸上競技の大会使用）の表の規定を、サッカー競技の大会で陸上競技場を使用する場合はこの表6施設・器具一括使用料（サッカー競技の大会使用）の表の規定を適用することができるものとする。

2 施設使用料（個人使用）

施設名	単位	一般	高校生以下
陸上競技場	一人1回につき	240円	120円
弓道場	一人1回につき	200円	100円

3 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
管理棟会議室 1	1時間までごとに	240円
管理棟会議室 2	1時間までごとに	480円
陸上競技場会議室	1時間までごとに	200円
陸上競技場放送室	1時間までごとに	200円
陸上競技場医務室	1時間までごとに	200円

4 器具使用料

施設名	名称	単位	アマチュアスポーツに使用する場合は	アマチュアスポーツ以外に使用する場合は
			使用する	使用する

夜間照明	1時間までごとに	1,000円	3,000円
シャワー	一人1回につき		100円
写真判定装置	一式1回につき	3,000円	9,000円
陸上競技用器具セット	一式1回につき	6,000円	18,000円
巻尺類	1個1回につき	50円	150円
フィールド競技用制限時間告知器	1台1回につき	700円	2,100円
走り高跳び・棒高跳び用高度計	1本1回につき	100円	300円
ストップウォッチ	1個1回につき	50円	150円
バトン	1本1回につき	20円	60円
砲丸	1個1回につき	50円	150円
円盤	1枚1回につき	50円	150円
ハンマー	1個1回につき	50円	150円
やり	1本1回につき	50円	150円
拡声装置	一式1回につき	300円	900円
スターティングブロック	1台1回につき	50円	150円
周回表示器	1台1回につき	50円	150円
ハードル	一式1回につき	300円	900円
3,000m障害ハードル	1台1回につき	100円	300円
階切板	1台1回につき	50円	150円
走り高跳び用器具	一組1回につき	100円	300円

陸上競技場

	走り高跳び用マット	一組1回につき	300円	900円
	棒高跳び用器具	一組1回につき	200円	600円
	棒高跳び用マット	一組1回につき	400円	1,200円
	円盤投げ・ハンマー投げ用囲い	一組1回につき	1,000円	3,000円
	吸水器	1台1回につき	100円	300円
	ビーチパラソル	一式1回につき	50円	150円
	砲丸置き台	1台1回につき	50円	150円
	円盤置き台	1台1回につき	50円	150円
	ハンマー置き台	1台1回につき	50円	150円
	やり立て台	1台1回につき	50円	150円
	演台	1台1回につき	50円	150円
	電動ライン引き機	1台1回につき	50円	150円
	サッカー用得点板	1台1回につき	1,000円	3,000円
多目的グラウンド	夜間照明	1時間までごとに	1,000円	3,000円
	サッカー用得点板	1台1回につき	1,000円	3,000円
テニスコート	夜間照明	1面1時間までごとに	200円	600円
	夜間照明	1時間までごとに	1,500円	4,500円
野球場	放送設備及びスコアボード	一式1回につき	1,000円	3,000円
管理棟	シャワー	一人1回につき		100円

備考

- 1 「陸上競技用器具セット」とは、陸上競技場の部巻尺類の項から電動ライン引き機の項までに規定する器具で、呉市総合スポーツセンター陸上競技場の器具庫に貸出用として配備している全てのものをいう。
- 2 陸上競技場の部写真判定装置の項から電動ライン引き機の項までの規定は陸上競技の大会使用の場合に、同部巻尺類の項、電動ライン引き機の項及びサッカー用得点板の項の規定はサッカー競技の大会使用の場合に適用しない。

5 施設・器具一括使用料（陸上競技の大会使用）

施設等名	区分	1日につき	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
陸上競技場施設・器具一式	1 入場料の類を徴収しない場合	20,000円	10,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	60,000円	30,000円
		一般	高校生以下

備考

- 1 「陸上競技場施設・器具一式」とは、陸上競技場の全施設（附属施設を含む。）・全器具から、この表4器具使用料の表に定める陸上競技場の夜間照明及びシャワーを除いたものをいう。
- 2 「1日」とは、各日の9時から21時までの間における連続した8時間以内の時間をいう。
- 3 8時間を超えて使用する場合の当該超過分の施設使用料の額の算定に当たっては、この表1施設使用料（専用使用）の表の規定を適用する。

6 施設・器具一括使用料（サッカー競技の大会使用）

施設名	区分	1 時間までごとに	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
陸上競技 場施設・ 器具一式	1 入場料の類を徴収しない場合	一般 2, 200円	高校生以下 1, 100円
	2 入場料の類を徴収する場合	6, 600円	3, 300円
			44, 000円

備考

- 1 「陸上競技場施設・器具一式」とは、陸上競技場の全施設（附属施設を含む。）及びこの表4器具使用料の表に定める陸上競技場の巻尺類、電動ライン引き機及びサッカー用得点板をいう。
- 2 使用時間以外の時間で使用する場合は、この表1施設使用料（専用使用）の表の規定を適用して算定した額とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

呉市総合スポーツセンターを廃止するため、この条例案を提出する。